

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成29年度 未来戦略創出会議(第3回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成29年5月22日(月) 14時00分～14時45分
開催場所		庁議室(庁舎5階)
議題		(1)「時差勤務」の導入(試行)について (2)平成30年度 新規・拡充事業提案の実施方法変更について (3)2019年東アジア文化都市 企画提案書の提出について (4)アートオリンピア2017開催について (5)主要課題(4月当初時点)について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長(欠席)・政策経営部長・総務部長・危機管理監・区民部長・文化商工部長・環境清掃部長・保健福祉部長・健康担当部長(欠席)・池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・土木担当部長・会計管理室長・教育部長・区議会事務局長
	幹事	企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長・広報課長・総務課長・人事課長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長
	説明者	人事課長・東アジア文化都市担当課長・文化デザイン課長
	事務局	企画課企画調整グループ係長・主査

審議経過

(1) 「時差勤務」の導入(試行)について

説明者 資料に基づき、「時差勤務」の導入(試行)について説明。

自己啓発や地域貢献等、人生をより豊かにし、いきいきと働き続けられるような活動を支援するとともに、これらの活動を通じて得た知識や経験を施策に反映させることで、さらに質の高いサービスを区民に提供していくことを目的として、時差勤務を試行実施したい。対象者は、常勤職員及び短時間再任用職員とし、交替制等勤務職場に勤務する職員は除く。ただし、交代制等勤務職場であっても、正規の勤務時間の割振りが午前8時30分から午後5時15分までと定めがあれば対象とする。

試行実施時の正規の勤務時間の割り振りであるが、現行の午前8時30分から午後5時15分までの勤務時間をA勤務とし、その他の早出遅出勤務を加えた合計5パターンの勤務形態とする。なお、A勤務の振り分け割合を最低6割とし、その他の勤務パターンについては振り分け割合を設定しない。勤務時間の割り振りは、業務に支障がない範囲で、職員の意向を踏まえ所属長が決定する。職員は四半期単位で勤務パターンを選択することとし、業務上の理由があれば特定の日のみ利用することも可能とする。

時差勤務を導入するうえでの主な検討課題であるが、1点目は、開庁時間外の電話応答についてどう対応するかということ、2点目は、特に窓口職場におけるマネジメントの複雑化が想定されるため、導入にあたり、しっかりとした準備が必要であるということ、3点目は、休憩時間への時差導入について検討が必要であるということである。その他、エレベーター及びエスカレーターの稼働時間の見直しや、警備及び清掃業者との契約内容の見直し等についても調整が必要である。以上の検討課題を踏まえ、時差勤務導入による影響が大きいと考えられる総合窓口課、税務課、国民健康保険課、介護保険課、子育て支援課及び保育課に対しては、事前にヒアリングを実施済みである。

時差勤務導入の実施時期であるが、5月に職員周知及び利用見込数調査を行い、7月に試行で実施する。そして試行実施の検証を経て、10月からの本格実施を予定している。なお、7月の試行実施については、東京都が7月11日から25日にかけて実施する「時差Biz」に参加する形で行いたい。この「時差Biz」の実施目的であるが、まず通勤ラッシュの緩和が見込まれること、次に、朝・夕の時間を自由に活用することができること、最後に通勤でのストレスがなくなり働く意欲が向上するとともに、効率的な働き方ができることによる生産性の高まりにつながることを期待できるという観点から、東京都が都内の企業に呼びかけて実施するものである。

副区長 近隣自治体での時差勤務導入事例はあるのか。

説明者 東京都において、9パターンの勤務形態による時差勤務がすでに導入されている。

23区では、港区と文京区で、夜間会議がある場合にのみ時差勤務を導入しているが、今回提案しているような完全な時差勤務制度を導入している区はない。

委員 時差勤務を導入する場合、職員の出退勤を管理している庶務事務システムとの連動がきちんと図られるのか。また、時差勤務導入により、超過勤務の縮減が図られる見

込みはあるのか。

説明者 庶務事務システムとの連動についてであるが、現時点ではどのくらいの職員が時差勤務を利用するか不明であり、多額の費用をかけてシステム改修を行う必要があるか、試行実施の結果等を踏まえて見定める必要がある。なお、費用をかけず、手でシステムと連動させることは、現状でも可能である。

また、超過勤務の縮減効果についてであるが、少なくとも時差勤務の導入そのものが「勤務時間」について意識改革をもたらすものであると捉えており、そのことが超過勤務の縮減につながるよう取り組んでいきたいと考えている。

区長 職員の働き方改革について検討し、実施していくことは大切であるが、それが区民に不便をかけるようなことにつながってはいけない。試行実施結果等を十分に検証し、制度導入にあたっては、慎重に内容を検討してもらいたい。

⇒提案のとおり決定する。

(2)平成 30 年度 新規・拡充事業提案の実施方法変更について

幹事 資料に基づき、平成 30 年度新規・拡充事業提案の実施変更について説明。

平成 30 年度の新規・拡充事業提案より、募集時期等について変更したい。

まず従来 10 月に実施していた提案募集時期を繰り上げて 7 月に変更し、これまで原則実施していなかった義務的経費等の追加提案募集を 10 月に実施する。また、事業ヒアリングについてもこれまで担当者のみで行っていたが、今後は所管と政策経営部の部長課長同士によるヒアリングを実施することとする。

実施方法変更について提案することになった理由であるが、まず、新規・拡充事業数が近年増加していることに伴い、政策的経費が大きく増加してきていること、また、年末に実施する査定だけでは十分な事業精査ができず、政策経営部の早期関与と十分な査定時間確保の必要性があることが挙げられる。なお、平成 29 年度の新規・拡充事業について検証したところ、約 80%の事業については、平成 28 年夏頃に金額を含めた提案が可能であったことを踏まえ、提案時期前倒し等の実施方法変更の問題はないものと判断した。

具体的な変更内容であるが、8 月中旬から下旬にかけて、新規・拡充事業提案に係る所管部長と政策経営部長及び政策経営部内課長によるヒアリングを実施し、9 月に区長・副区長へ案件を報告後、その結果を各事業提案課へフィードバックする。各事業提案課はその内容を踏まえ、10 月の追加募集時に更新版を提出する。なお、10 月の追加募集は、原則、義務的事業及び 7 月提案事業内容の更新のみとする。スケジュールであるが、7 月上旬に新規・拡充事業の募集を開始し、7 月下旬に提案募集を締め切る。その後、8 月に政策経営部による査定を経て、9 月に区長等への報告及び事業課へのフィードバックを実施する。10 月中旬に追加募集を行い、12 月の政経部査定及び区長・副区長査定を経て、事業採択の最終決定を行う。

⇒提案のとおり決定する。

(3)2019 年東アジア文化都市 企画提案書の提出について

説明者 資料に基づき、2019 年東アジア文化都市 企画提案書の提出について説明。

今年度の申請から内定までの流れについて説明する。まず、2019 年の応募要領が 5 月 2 日に発表された。それによると、企画提案書の提出期限は 5 月 31 日となっており、

審査会が6月中旬～7月中旬に行われ、最終的な審査結果が7月下旬に通知されることとなっている。あらかじめ想定していたとおり、昨年度と同様のスケジュールであったため、準備について順調に進めることができている。審査会では、学識経験者等で構成する協力者会議に諮って文化庁長官が開催都市を決定することとなっており、協力者会議メンバーによる事前の書面審査と合わせ、説明15分、質疑応答10分程度の対面によるプレゼンテーションが行われる。プレゼンテーションは、区長自ら行う予定である。

次に、企画提案書の概要について説明する。本区で盛んな「舞台芸術」「マンガ・アニメ」「祭事・芸能」を事業の3つの柱とし、特に「舞台芸術」及び「マンガ・アニメ」の分野では、2020年以降も継続することを前提とした新規事業を立ち上げていく。また、既存事業についても、日中韓交流の視点を加えながら、事業の内容を強化していく。事業展開のスケジュールであるが、2019年の2月から3月にかけて東京芸術劇場を会場として想定したオープニングイベントを実施し、同年12月にクロージングイベントを行う予定である。なお、クロージングイベントについては、すでに落成している新ホールで実施したいと考えている。「入学式などが行われる4月」、「夏祭りが行われる7月」、「東京芸術祭や秋祭りが行われる秋」にコア期間を設け、1年間を通して祝祭性を生む事業展開を想定している。

最後に内定後の流れについて説明する。内定を受けた際には、後の実行委員会の前身となる「東アジア文化都市準備委員会」を速やかに立ち上げるとともに、庁内においては、関係部署からなる各種会議体を組織し、準備委員会や事務局と一体となって事業を推進する。準備委員会については、8月から9月にかけて設置し、その後1月までに「基本構想」を策定したいと考えている。

副区長 内定を受けた場合には、スピード感を持った事業推進体制がとれるよう、組織改正を検討したい。

区長 この「東アジア文化都市」への挑戦は、3年ほど前からの構想になる。区長就任当時は財政状況が大変厳しかったが、「文化でまちを変える」という信念を持ち、職員体制も十分に整え、長い年月をかけ、これまで様々な施策に取り組んできた。これにより、いまや本区は目指す将来像として「国際アート・カルチャー都市」を掲げ、他の自治体に先んじて文化政策を推進し、「東アジア文化都市」という文化の国家的事業に挑戦することができる訳である。2020年東京オリンピック・パラリンピックの前年である2019年に開催されるこの「東アジア文化都市」はいわば「文化の祭典」であり、これを豊島区で行い成功させることは、2020年東京オリンピック・パラリンピックをさらに盛り上げることにもつながる。行政の基本が「福祉・教育」の向上であることはもちろんであるが、そのうえで、これまで本区が長年にわたって取り組んできた「文化行政」推進の歴史を十分に踏まえ、今回の大きな挑戦が区民のために意義深い事業となるよう、全庁を挙げてしっかりと取り組んでいってほしい。

⇒提案のとおり決定する。

(4) アートオリンピック 2017 開催について

説明者 資料に基づき、アートオリンピック 2017 開催について説明。

アートオリンピックは 2015 年にも本区で開催されており、今回引き続きの開催となっ

た。審査会は平成 29 年 6 月 7 日であり、会場は議場を予定している。また、展覧会は平成 29 年 6 月 17 日から 25 日であり、会場はとしまセンタースクエアを予定している。

区長 このような国際的な芸術展が本区で行われるということは、「文化芸術都市」として大変誇らしい事である。職員には負担をかけるかもしれないが、特に警備体制等、全庁挙げてしっかりと対応してもらいたい。

⇒報告のとおり了承する。

(5) 主要課題(4月当初時点)について

幹事 資料に基づき、主要課題(4月当初時点)について報告。

⇒報告のとおり了承する。

<p>会議の結果</p>	<p>(1)「時差勤務」の導入(試行)について (2)平成 30 年度 新規・拡充事業提案の実施方法変更について (3)2019 年東アジア文化都市 企画提案書の提出について (4)アートオリンピック 2017 開催について (5)主要課題(4月当初時点)について →(1)～(3)について決定、(4)・(5)について了承。</p>
<p>提出された資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「時差勤務」の導入(試行)について ・平成 30 年度 新規・拡充事業提案の実施方法変更について ・2019 年東アジア文化都市 企画提案書の提出について ・アートオリンピック 2017 開催について ・平成 29 年度主要課題(4月当初時点) ・平成 28 年度で終了とする主要課題の対応状況